

一般社団法人 UKC JAPAN 定款

平成 21 年 1 月 5 日 作成

平成 21 年 1 月 5 日 公証人認証

平成 21 年 1 月 9 日 法人成立

一般社団法人 UKC JAPAN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 UKC JAPAN（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、動物愛護精神の啓発と高揚及び飼育犬終生安心して暮らせるような動物福祉の推進を通じて、人間と犬が幸せに共存できる社会づくりに寄与するため、次の事業を行う。

- (1) 犬の飼育、しつけ方及び飼主のマナーなどに関する講習会等の開催
- (2) 遺棄された犬の保護と、保護犬の新しい飼い主探し（里親制度）に関する事業
- (3) 愛犬飼育管理士、トリマー、訓練士の育成と UKC 公認資格制度の確立・普及に関する事業
- (4) アニマルシェルター、ドッグカフェなど犬の福祉の向上と人間との交流を図る施設の設置及び運営
- (5) 各犬種の育成とその血統を保持するための犬籍登録事業
- (6) 犬の展覧会等のイベントの開催・運営に関する事業
- (7) その他、前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 本会は、主たる事務所を京都府船井郡京丹波町曾根岸ヶ下石浦25番地16号に置く。
2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が理事会の決議を経て別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、正当な事由がない限り、前項の者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会員を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 継続して3年以上会費を納入しないとき
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき
- (5) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事長が理事会の決議を経て別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総正会員の半数以上の出席をもって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議に基づき、除名することができる。この場合は、当該会員に対して、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付し通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべて正当な事由があるとき

- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利義務)

第11条 第8条乃至第10条の規定により会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(抛出金の不返還)

第12条 第8条乃至第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員たる社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、1正会員につき、1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、法令の定める事項及びこの定款で別に規定する事項について決議することができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故あるときは、予め理事会の定めの手続により、他の理事がこれに当たる。

3 総正会員の議決権の5分の1の議決権を有する正会員から理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該性会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席をもって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任（監事を解任する場合に限る）
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事が署名、押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事を持って理事長とする。また、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、正会員のうちから、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又は副理事並びに本会の使用人を相互に兼ねることができない。

(理事の親族制度)

第25条 理事のうち、各理事について、当該理事及び当該理事と次の各号に定める関係にある者である理事の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないのが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号も掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務)

第26条 理事長は、本会を代表し、本会の乗務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長及び理事会の決議により業務を執行する理事として選定された理事長以外の理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び本会の使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者は現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事が辞任し、定款で定めた役員の員数が欠けた場合、又は任期満了により定款で定める役員の員数が欠けた場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事及び監事として権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議をもって、解任することができる。

(報酬等)

第30条 役員の報酬及び費用の弁償については、社員総会の決議によって定める。

(責任の免除)

第31条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因になった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、理事長か予め指名した順序によって、副理事長が招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名、押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、本会が解散のときまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び返還の方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日におわる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、その事業年度の開始前に社員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第40条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により、本会の事業報告及び計算書類を作成し、毎事業年度終了後2か月以内に附属明細書とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得て、定時社員総会へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 本会は、第 1 項の定時社員総会終結後、遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（剰余金の分配禁止）

- 第 4 1 条 本会は、会員及びその他の者に対して、剰余金の分配をすることはできない。
- 2 会員に剰余金の分配をする旨の社員総会の決議は、無効とする。

（残余財産の帰属）

第 4 2 条 本会の解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 4 3 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議をもって変更することができる。

（合併等）

第 4 4 条 本会は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議をもって、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第 9 章 附則

（委任）

第 4 6 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第47条 本会の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成21年12月31日までとする。

(設立時役員)

第48条 本会の設立時役員は、次のとおりです。

設立時理事	細	康	徳
設立時理事	川	城	幸也
設立時理事	西	澤	晴海
設立時理事	桂	田	守
設立時理事	大	木	政春
設立時理事	小	柴	孝文
設立時理事	松	原	宏之
設立時理事	柳	田	真奈部
設立時理事	橋	本	善勝
設立時理事	楠	田	裕之
設立時理事	田	口	嗣晃
設立時理事	上	杉	昌史
設立時代表理事	細	康	徳
設立時監事	白	波瀬	秀典
設立時監事	川	城	純一

(設立時社員の氏名、住所)

第49条 本会の設立時社員の氏名、住所は、次のとおりである。(個人保護法の為、省略)

(法令の準拠)

第50条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。